

第6章 都市マスタープランの実現に向けて

6 - 1 都市マスタープランの実現化

1．個別部門計画との連携

都市マスタープラン※は、総合的な都市づくり※の基本的な方針であり、道路、公園、下水道等の個別部門計画の上位計画として位置づけられます。

個別部門の計画の策定・見直しに際しては、都市マスタープラン※における都市づくり※の方針を踏まえた内容としていく必要があります。

2．都市づくり※の継続と都市マスタープラン※の見直し

市制施行60周年を迎える平成26年度（西暦2014年度）を目標年次とする「習志野市基本構想」や総合的な行政計画である「習志野市基本計画」等に基づき、個々の実施計画や事業が進められます。

都市マスタープラン※が目標年次とする平成32年に向けた都市づくり※は、「習志野市基本構想」・「習志野市基本計画」等における取組みの延長線上にあるものとして継続されるものです。

都市マスタープラン※に示された都市づくり※の目標は、長期的な取組みによって実現されるものでありますが、経済・社会情勢等の著しい変化や、新たな本市の基本構想・基本計画等によって見直しが必要となった場合は、適切に見直しを図ります。

3．都市計画の決定・変更

都市マスタープラン※で示す土地利用や都市基盤等を実現するためには、法定都市計画としての位置づけが必要となるものも考えられます。

そして、地域特性に応じたきめ細かい街づくり※を進めるためには、地域住民や地権者等の間において話し合いを進めながら、地区計画※制度、建築協定※等の身近な法定都市計画制度を活用していくことも考えられます。

法定都市計画の決定・変更を必要とするものについては、計画の内容や事業の熟度等を総合的に考えながら、適切な時期に実現化を図るものとします。

4．街づくり※のルールづくり

既存の制度や事業手法等の多くは、全国一律の水準で定められた場合が多く、地域レベルの課題に対して不十分な場合も多いものです。

特色ある街づくり※を推進していくため、必要に応じて、地域の実状に沿った街づくり※のルールや制度等を研究していきます。

6 - 2 協働型[※]の街づくり[※]の推進

街づくり[※]等における市民と行政のあり方としては、「行政主導型」から、「市民参加型」、そして「市民参画型」へと変遷してきました。しかしこれからは、市民と行政で共に計画し、市民と行政とが共に役割分担して行動する「協働型[※]」へと、両者の新しい関係を構築していくことが求められる時代です。本市はこの「協働型[※]社会」の概念を習志野市基本構想の中核に据えています。

暮らしの基盤の再構築を図る等、特色ある街づくり[※]を推進していくためには、市民・企業・行政などの異なる主体が手を携えながら、交流を通じて生み出される知恵とエネルギーを結集して街づくり[※]を進めていくことが必要です。これが「協働型[※]の街づくり[※]」です。

1．街づくり[※]意識の醸成

市民・企業・行政が協働して、街づくり[※]を推進していくためには、街づくり[※]に関する情報の共有が必要であり、地域の問題点や課題、街づくり[※]を進める上での考え方や方策等について、意見と情報交換を展開し、街づくり[※]意識の醸成に努めます。

2．地域の街づくり[※]の推進

都市マスタープランに[※]は、市域を5つの地域に区分した地域別整備方針を掲げていますが、その実現のためには、都市整備部門別計画の充実や地域拠点の形成等地域レベルの街づくり[※]計画の検討を進めていくことが必要となります。

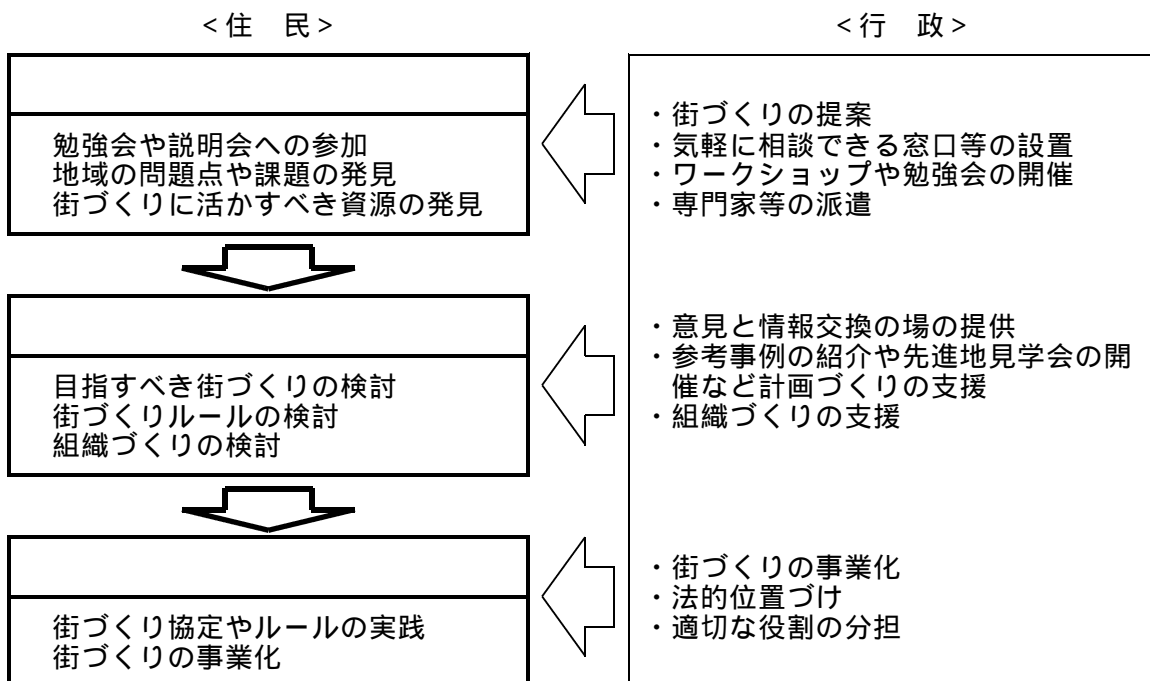
これらの計画の検討にあたっては、地域の意見や提案を計画に反映させていくことが重要ですので、まちづくり会議その他の地元組織との連携を図ります。

3．街づくり[※]への支援

地域や地区の街づくり[※]を推進していくためには、市民自らが積極的に参加していくことが重要です。

そこで、住民発意の街づくり[※]や住民の自主的な街づくり[※]に対しては、専門家等の派遣などの支援を図ります。

街づくり[※]の展開（例示）



街づくり※計画の作成の手順（地区計画※の場合、素案作成から都市計画決定までの流れ）

